

平成22年度の主な変更点など - 障害者自立支援法の福祉サービス・補装具 -

平成22年4月から区市町村民税非課税世帯の障害福祉サービスの利用者負担が無料となります。

【障害者】	通所サービス・ホームヘルプ を利用する場合の負担上限月額	入所施設、グループホーム・ケアホーム を利用する場合の負担上限月額
生活保護	0円	0円
22年4月から無料		
【区市町村民税非課税】		
低所得1	1,500円	0円
低所得2	3,000円	0円
一般1	9,300円	37,200円
区市町村民税所得割額 16万円未満		
一般2	37,200円	37,200円
上記以外		

・世帯の所得は、本人と配偶者のみの所得と判断されます。  
 ・区市町村民税所得割額16万円は、世帯の収入が概ね600万円となります。

【障害児】	通所サービス・ホームヘルプ を利用する場合の負担上限月額	入所施設を利用する場合の 負担上限月額
生活保護	0円	0円
22年4月から無料		
【区市町村民税非課税】		
低所得1	1,500円	3,500円
低所得2	3,000円	6,000円
一般1	4,600円	9,300円
区市町村民税所得割額 28万円未満		
一般2	37,200円	37,200円
区市町村民税所得割額 28万円以上		

・世帯の所得は、保護者の属する住民基本台帳での世帯単位で判断されます。  
 ・区市町村民税所得割額28万円は、3人世帯（主たる生計維持者 + 被扶養配偶者 + 障害児）の場合で、年収が概ね890万円となります。

平成22年4月から、区市町村民税非課税の障害者・障害児の保護者の福祉サービスと補装具の利用者負担が無料となります。

平成22年4月から区市町村民税非課税世帯の補装具に係る利用者負担が無料となります。

【補装具費支給制度】	
生活保護	0円
【区市町村民税非課税】	
低所得1	15,000円 0円
低所得2	24,600円 0円
一般世帯	37,200円

22年4月から無料

- 世帯の所得は、18歳以上の障害者は本人と配偶者のみの所得、障害児は、保護者の属する住民基本台帳での世帯単位で判断されます。
- 世帯の中に区市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

低所得1：区市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する本人又は保護者の収入が80万円以下の方  
 低所得2：低所得1以外の区市町村民税非課税世帯

問い合わせ先

【障害児施設について】

福祉保健局障害者施策推進部居住支援課 03-5320-4374 FAX03-5388-1407

【補装具について】

福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課 03-5320-4146 FAX03-5388-1408

【上記以外について】

福祉保健局障害者施策推進部計画課 03-5320-4324 FAX03-5388-1413

申請・手続き等については、お住まいの区市町村窓口にお問い合わせください。

この資料は、東京都作成のパンフレット「障害者自立支援法のサービス利用について（平成22年4月版）」の2～3ページにふりがなをつけたものです